

## 構内除雪作業仕様書

### I 業務概要

1. 業務名 北海道運輸局札幌運輸支局及び北海道検査部構内除雪作業
2. 実施場所 札幌市東区北28条東1丁目  
北海道運輸局札幌運輸支局及び北海道検査部構内

### II 業務仕様

#### 1. 除雪作業

- (1) 除雪は、10cm以上の降雪量があったとき、又は「発注者」からの指示があったときに行うものとする。
- (2) 除雪範囲及び集積場所は別添図面のとおりとする。
- (3) 除雪作業は、特に「発注者」からの指示がある場合の他は午前8時30分までに完了すること。
- (4) 除雪作業において、午前8時30分までに作業が完了しない場合及び「発注者」からの指示に基づき午前8時30分以降に作業をする場合は、作業順序及び要領については「発注者」の指示を受けること。
- (5) 土・日曜日、祝日及び公休日は原則として作業を行わない。

#### 2. 安全の確保等

- (1) 作業にあたっては、安全の確保に十分留意すること。万一、事故が発生した場合は、速やかに「発注者」に連絡するとともに、「請負者」の責任と負担において処理すること。
- (2) 作業にあたっては、建物・工作物等（特に、舗装面、縁石、フェンス、樹木等）に十分留意すること。万一、破損した場合は、「請負者」の責任と負担において現状に復元すること。

#### 3. その他

- (1) 除雪作業終了後、「発注者」の検査を受けること。また、遅滞なく作業に要した時間を「発注者」に報告すること。
- (2) 請負料は毎月終了後、当該月の作業時間を取りまとめ、契約単価を乗じて得た額に消費税相当額を加算し、翌月速やかに請求すること（当該月の作業時間を取りまとめ後、1時間未満の端数がある場合には30分以上は1時間に切り上げ、30分未満は切り捨てる。）。  
なお、請求の際には作業日報についても取りまとめ、請求書に当該日報を添えて提出すること。
- (3) 本仕様書に記載なき事項については、「発注者」の指示に従うものとする。